

2021年度 京都市ごみ減量推進会議

市民等からの提案によるごみ減量モデル事業

～循環型社会の実現に向けた取組に対する助成事業～

事業実施・精算の手引き

事業スケジュール

事業の実施	2021年 7月～	必ず御出席を お願いします。
助成金支払（助成決定額の半額）	7月末日	
当年度助成事業報告会	2022年 2月頃	
助成事業実施期間最終日	2022年 3月31日（木）まで	
事業完了届等受付最終日	4月 9日（土）まで	
助成金支払（精算後残額）	5月（予定）	

助成金事業の関連書類は、当会議のウェブサイトからダウンロードできます。

https://kyoto-gomigen.jp/works/index_36.html

2021年7月

手を取りあって ごみを減らそう！

京都市ごみ減量推進会議

（公益財団法人 京都市環境保全活動推進協会）

目次

1	助成目的	3
2	助成対象となる取組・事業	3
3	助成金交付の手続	4
	（1）助成金交付の流れ	4
	（2）助成金の交付について	5
4	事業の実施に際してのお願い	5
	（1）事業の実施	5
	（2）本助成事業の助成を受けている旨の表示	5
	（3）事業報告のための記録	5
	（4）経費支出の記録	6
	（5）事業計画の変更	6
	（6）事業の中止	6
	（7）2万円を超える備品の管理について	7
5	事業完了後の手続き	7
	（1）事業完了後の手続きについて	7
	（2）事業完了届等の作成方法	7
6	事業報告会（令和3年2月頃開催）	8
7	問合せ先	8
	（別紙1）助成対象経費 一覧	9
	（別紙2）精算時の領収書貼付方法等について	11

1 助成目的

京都市内のごみの発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）、再利用（リサイクル）などのごみ減量につながる取組を活発にすることを目的として、市民生活に関わりが深く、事業効果が高い取組に対して助成を行います。

2 助成対象となる取組・事業

京都市内のごみの発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）、再利用（リサイクル）などのごみ減量につながる取組。

ただし、2021年7月1日から2022年3月31日の間に実施、完結するもの。

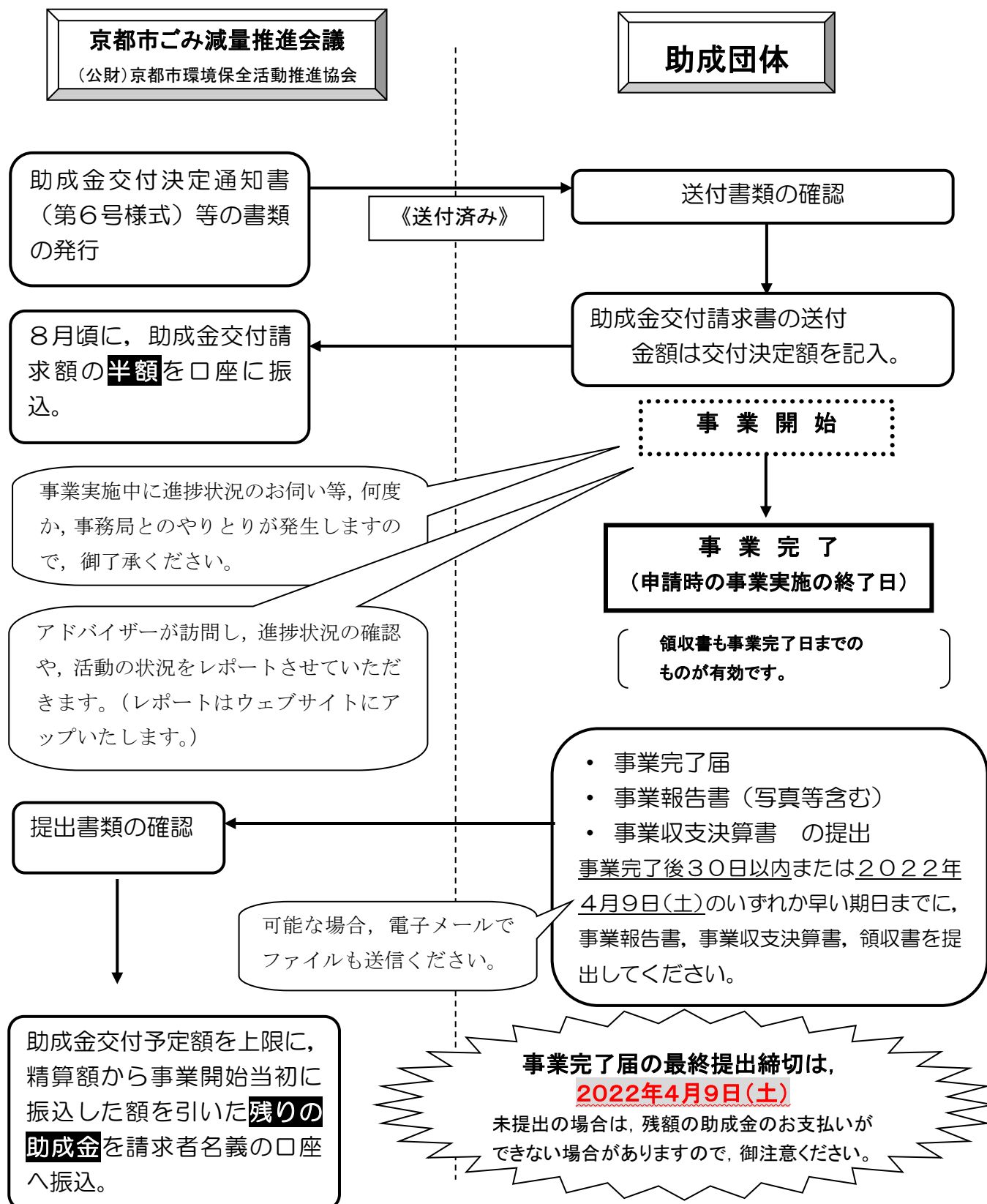
- ※ 適正処理やリサイクルに関する活動は助成対象に含みますが、特にごみの発生抑制・再使用（2R）に特化した活動を重点的な助成対象とします。
- ※ 美化活動のみの取組など、上記に当てはまらないと判断される取組、事業は助成対象になりません。
- ※ 取組形態は特に定めませんが、助成終了後も継続的な取組が推進されるものを重視します。したがって、調査研究のみが目的の事業や、イベント開催のみの事業は対象外となります。
- ※ 他の助成を受ける取組は対象外となる場合があるので、事前に事務局に御相談ください。

2021年7月1日から2022年3月31日までに実施、完結するものが対象です。支出経費もこの期間のみが対象となります。実施期間外の支出経費は計上いただけませんので御注意ください。

3 助成金交付の手続

(1) 助成金交付の流れ

手続き及び助成金の交付の流れにつきましては以下のとおりです。



(2) 助成金の交付について

提出していただいた「事業交付請求書」を事務局にて確認後、**2021年8月中に指定の口座に助成金交付請求額の半額**を振り込みます。

残りの助成金については、事業完了後に提出いただく「事業完了届（第7号様式）」等の受理後に振り込むものとします。**なお、支出額が助成金交付予定額を下回った場合は、支出額より助成金交付請求額の半額を減じた額を振り込むものとします。**

従いまして、事業の実施に必要な資金の半額は運転資金として交付決定団体において、御準備ください。

4 事業の実施に際してのお願い

(1) 事業の実施

助成採択時の「事業計画書」および「収支計画書」に沿って、事業を行っていただきますようお願いいたします。

(2) 本助成事業の助成を受けている旨の表示

- 本助成事業の周知を目的に、事業実施に際して作成される広報物（印刷物やホームページ等）には、必ず以下のような文言を記してください。

『この〇〇(チラシ, ホームページ等)は、京都市ごみ減量推進会議2021年度市民等からの提案によるごみ減量モデル事業助成を受けて作成しました。』

- またイベントや講演会などの開催時にも、可能な限り、会場等に本助成事業の助成を受けている旨の表示をお願いします（皆様に御利用いただける表示を事務局で準備しています。必要な場合は、事務局まで御連絡ください）。
- あわせて、**プレスリリース等の資料にも同様の記載をお願いいたします。**

(3) 事業報告のための記録

会議やイベントの概要および写真等の記録や、印刷物等の成果物の保管をお願いします。

また、事業完了時に御提出いただく事業報告書には、取組内容やイベント等の開催概要等について、具体的に記載（例えば、参加人数や参加者の感想等）をお願いします。

広報等の印刷物や成果物は、事業完了届に添付いただくため、最低1部は保管ください。また、事業報告会の際にも必要となりますので、可能な限り写真等の記録もお願いします。

(4)経費支出の記録

- **支払いは原則、現金又は振込をご利用ください。(それ以外の支払い方法になる場合は、支払いの前にご相談ください。クレジットカードをご利用いただけるのは、団体名義のカードのみです。個人のクレジットカードでの支払いは助成金の対象外となります。)**
- 「領収書を紛失した」、「領収書を支払先から受け取れなかった」、「個人宛の領収書を添付」「領収書のあて先が助成金申請団体と異なる・又は白地」等の場合は、助成金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 領収書に支払い内容の記載がない場合は、必ず明細書を添付してください。(例えば、領収書の代わりにＡＴＭ伝票等を添付される場合は、必ず納品書や請求明細書等を添付してください。)
- 今年度の事業期間の最終日は２０２２年３月３１日です。(事業が終了した後に支出している場合は、理由をお尋ねします)
- ２０２２年４月１日以降の支出は経費として計上できません。御注意ください。(また、３月中の支出につきましては、事業の流れに沿った支出であることを確認させていただくことがあります)
- **経費の一部または全部を各種ポイント等で購入された場合、ポイントで支払った金額は、計上できません。(助成金の対象外となります)**

(5)事業計画の変更

申請時の事業計画の内容と異なる内容の事業や支出をされる場合は、変更前に事務局へ御連絡をお願いします。

また、その場合は、申請時同様、以下の点に御留意ください。

- 申請時同様、見積書あるいは見積合わせをお願いすることがあります。
- 助成金の内訳額の上限が設定されている経費について、変更後、これらの経費が採択決定時の割合や金額を超えないよう御注意ください。
- 本助成事業では、委託費や人件費の支払いにあたり、申請団体の役員や会員、親族等からの物品購入費用や委託費用に一定の制限を設けています。申請団体の役員・スタッフ等が役員等を務める会社・団体等からの物品購入や、これらの者への委託は、その価格が市価よりも相当安価である場合に限り認めることといたしますので御注意ください。

その他、経費の支出のルールや必要な書類等は、「応募の手引き」に記載の内容をご確認ください。

事業内容が変わる場合や、業務委託費や常勤スタッフ等の人件費(先進的モデル事業助成枠に限る)などで大幅な支出金額の変更を行う場合は、変更届の提出を求められます。いずれの場合も、事前にご相談・ご連絡をお願いします。

(6)事業の中止

事業を中止する場合は、できるかぎり早く事務局まで御連絡ください。

また事業を中止した日から**14日以内**に「事業中止届(第10号様式)」を提出ください。

(7)2万円を超える備品の管理について

2万円を超える機器等の購入を認めていますが、助成金により購入した機器等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める減価償却資産の耐用年数まで、資産として適切に管理をお願いします。その期間中、京都市ごみ減量推進会議の了承なく機器等を処分、あるいは変更、所有権の移転等を行うことはできません。

また、購入した機器等は、本助成事業において購入した旨の表示（シール等の貼付）をお願いします。

加えて、助成終了後も管理状況の調査に協力いただくことになります。

5 事業完了後の手続き

(1)事業完了後の手続きについて

事業完了後30日以内または2022年4月9日（土）までのいずれか早い期日までに、事業報告書や事業収支決算書、領収書等を提出していただきます。

※事業の成果物（パンフレットや取組時の写真）等も一緒に御提出ください。

- ① 事業完了届（第7号様式）
- ② 事業報告書（第8号様式）
- ③ 事業収支決算書（第9号様式）
- ④ 領収書等、支出のわかる証ひょう類の原本
【事務局にて確認後、コピーのうえ原本は返却いたします】
- ⑤ 事業の成果物（パンフレットや取組時の写真）等
- ⑥ その他、会長が必要と認める書類

※ 「先進的モデル事業助成」「地域活動事業助成」ともに書類は共通です。

※ 提出いただきました書類、参考資料は、領収書等を除き返却いたしません。あらかじめ御了承ください。

提出書類については、当会議のウェブサイトからダウンロードできます。

https://kyoto-gomigen.jp/works/index_36.html

(2)事業完了届等の作成方法

次の内容を必ず守って作成ください。

- 原則、A4版・片面印刷（裏紙使用可）で各1部を郵送、宅配または持参してください。
- 領収書やレシートはA4版またはA3版用紙の片面に、折らない状態で重ならないように貼り付けてください。（長いレシートは、A4版に横向け。折らない状態でA3版に収まる状態に）
- 書類はクリップ留めにし、ホチキスで留めないでください。
- 作成いただいた第7号～9号のすべての様式について、電子メールでも送信してください。（あて先：jyousei@kyoto-gomigen.jp）

① 事業完了届(第7号様式)

指定様式を使用し作成してください。

② 事業報告書(第8号様式)

表紙を含み、全3ページの様式となります。事業実施内容を2ページでまとめてください。作成いただいた報告書は当会議のウェブサイト等で公開されます。

なお、報告書は、公開に際して、内容が変わらない程度の字句の変更や体裁の変更を事務局で行うことがあります。あらかじめ御了承ください。

③ 事業収支決算書(第9号様式)

○費目欄は、各助成枠の「助成対象経費 一覧」の費目名からあてはまるものを記入してください。

○数量欄は、“一式”など内容がわかりにくい記載はできる限り避けてください。(ただし、見積書・請求書・領収書等で数量等明確な明細を添付いただく場合は可。)

○「事業収支計算書」の一番右の列にある領収書等資料番号は、添付いただく領収書や明細のわかる請求書・見積書等との関係を明確にするためのものです。

○ 対応する領収書等の資料に対応する番号を記入し、できるだけ順に並べてください。

○ 領収書等の資料は、それ自体がA4版またはA3版でなければ、必ずA4版またはA3版の用紙(裏紙可)に貼り付けてください。その際、用紙からはみ出したり、重なる部分がないようにし、そのままコピーがとれる状態で貼り付けてください。
→貼り付け方の詳しい方法は、別紙2(☞11ページ)を御覧ください。

○領収書等の資料は**原本**を提出してください。事務局で確認後、複写し、原本を返却いたします。(返却の際、確認印を領収書等に押印しますので、あらかじめ御了承ください。)

事業完了後、30日以内に提出してください。

2022年3月31日まで実施する事業の場合は、2022年4月9日(土)まで。

6 事業報告会(2022年2月頃開催予定)

報告会を実施しますので**必ず御出席ください**。事業途中となる場合もありますが、途中までの報告内容で結構です。詳細が決まり次第、お知らせいたします。

7 問合せ先

〒612-0031京都市伏見区深草池ノ内町13番地 京エコロジーセンター内
公益財団法人京都市環境保全活動推進協会 ごみ減量課 担当：堀・藤田
(京都市ごみ減量推進会議 事務局)

TEL 075-647-3444 FAX 075-641-2971

電子メール jyosei@kyoto-gomigen.jp

ホームページアドレス <http://kyoto-gomigen.jp/>

(別紙 1) 助成対象経費 一覧 (申請の手引きと同じ)

■ 先進的モデル事業助成枠 助成対象経費 一覧

No.	費目区分	経費の内容	単価根拠資料
①	謝金	● 申請団体以外の講師や専門家等に支払う講演料・原稿料等	不要
②	消耗品費	● 文房具、封筒、用紙、会議お茶代、申請団体外でのコピー代等 (2 万円未満の消耗品)	不要 (ただし一般的ではない物品等については、別途単価根拠を求める場合があります。)
③	印刷費	● 報告書やパンフレット、チラシ等の印刷費	必要 (料金表や見積書、その他、単価や価格がわかるもの)
④	機器購入費	● 申請事業の実施に必要な機器等 (2 万円以上の機器・備品にあたるもの)	必要 (料金表や見積書、その他価格わかるもの。購入案件 1 件又は 1 社への支払合計が消費税込 10 万円を超える場合は 2 か所以上から見積を取り、安価な方を採用すること)
⑤	旅費交通費	● 事業実施に必要な交通費 (市内外問わず) 実費 ● 宿泊費 (上限 11,400 円/1 泊・1 人) ● いずれの費用も、合理的な最短ルートかつ最も安価な額とする(経路検索サイトで提示されるルート等)。 ● ただし、事務所等への通勤費は除く。	必要 (経路検索サイトの検索結果をプリントしたもの、予定する宿泊施設の料金表等)
⑥	賃借費・役務費	● 貸会場・貸会議室等費、機材レンタル費、イベント保険等加入費等 ● レンタカー賃借費	必要 (料金表や見積書、その他価格がわかるもの)
⑦	業務委託費	● 調査やデザイン業務等、本事業の実施に必要なもので、申請団体自らが実施困難な業務に限る。	必要 (料金表や見積書、その他価格がわかるもの)
⑧	文書通信費	● 郵送費・宅配便等の送料	原則、不要 (ただし一車借上など一般的な料金単価が不明な場合は見積書等価格がわかるものが必要)
		● 電話代・FAX 通信費	必要 (事業実施のために必要な費用を積算できる場合のみ計上できる)
⑨	事務費	● コピー代等 (印刷単価等が明確であり、当該事業のための印刷枚数等が明確な場合に限り計上できる)	必要 (印刷単価のわかるもの (カウンタ料金や、印刷機カタログ等の標準印刷単価等))
⑩	振込手数料	銀行等での振込に必要な振込手数料	不要
⑪	常勤スタッフ等の人件費	● 計上可能な数量(人日)は、本事業の実施に必要なかつ妥当な数量のみ。 ● 対象となる常勤スタッフは、申請時点で過去 6 か月以上継続し雇用している者に限る。 ● 単価は当該常勤スタッフの月額基本給を 20 日で割り、日単価に割り戻した額に 1.2 を掛けた額を上限とする。 ● その他、申請団体に支払規定等がある場合は、それに定める額としてもよい。	工数表 単価については事業終了後、精算時に給与明細等の提出を求めます。

No.	費目区分	経費の内容	単価根拠資料
⑫	非常勤スタッフ・アルバイト等の 人件費	● 申請時点で常勤スタッフの雇用等を行っている団体でなければ、本費目は計上できない。 ● 計上可能な数量(人日)は、本事業の実施に必要な妥当な数量のみ。 ● アルバイト代等の賃金 ● 8,000 円/日 (1,000 円/時) を単価の上限額とし、それ以下とする (源泉徴収税等がある場合はその費用を除いた上限額)。 ● 雇用人数や日数に妥当性があること。	工数表

■地域活動事業助成枠 助成対象経費 一覧

No.	費目区分	経費の内容	単価根拠資料
①	謝金	● 申請団体以外の講師や専門家等に支払う講演料・原稿料等	不要
②	消耗品費	● 文房具、封筒、用紙、会議お茶代、申請団体外でのコピー代等 (2 万円未満の消耗品)	不要 (ただし一般的ではない物品等については、別途単価根拠を求める場合があります。)
③	印刷費	● 報告書やパンフレット、チラシ等の印刷費	必要 (料金表や見積書、その他、単価や価格がわかるもの) ※税込 10 万円以上、要見積合わせ
④	機器購入費	● 申請事業の実施に必要な機器等 (2 万円以上の機器・備品にあたるもの)	必要 (料金表や見積書、その他、単価や価格がわかるもの) ※税込 10 万円以上、要見積合わせ
⑤	旅費交通費	● 事業実施に必要な交通費 (市内外問わず) 実費 ● 宿泊費 (上限 11,400 円/1 泊・1 人) ● いずれの費用も、合理的な最短ルートかつ最も安価な額とする(経路検索サイトで提示されるルート等)。 ● ただし、事務所等への通勤費は除く。	必要 (経路検索サイトの検索結果をプリントしたもの、予定する宿泊施設の料金表等)
⑥	貸借費・役務費	● 貸会場・貸会議室等費、機材レンタル費、イベント保険等加入費等 ● レンタカー賃借費	必要 (料金表や見積書、その他価格がわかるもの) ※税込 10 万円以上、要見積合わせ
⑦	業務委託費 ※内訳額に 上限あり	● 調査やデザイン業務等、本事業の実施に必要なもので、申請団体自らが実施困難な業務に限る。	必要 (料金表や見積書、その他価格がわかるもの) ※税込 10 万円以上、要見積合わせ
⑧	文書通信費 事務費	● 郵送費・宅配便等の送料 ● 電話代・FAX 通信費	原則、不要 (ただし一車借上など一般的な料金単価が不明な場合は見積書等価格がわかるものが必要。その場合、税込 10 万円以上要見積合わせ)
		● コピー代等 (印刷単価等が明確であり、当該事業のための印刷枚数等が明確な場合に限り計上できる)	必要 (事業実施のために必要な費用を積算できる場合のみ計上できる)
⑨	振込手数料	● 銀行等での振込に必要な振込手数料	不要

(別紙2) 精算時の領収書貼付方法等について

「事業収支決算書(第9号様式)」の作成に関連し、領収書等の貼付は次のような形でお願いいたします。(採択決定時にお送りしております「事業実施・精算の手引き」8ページに記載している内容の補足です。)

スムーズな精算のため、御協力の程、よろしくお願いします。

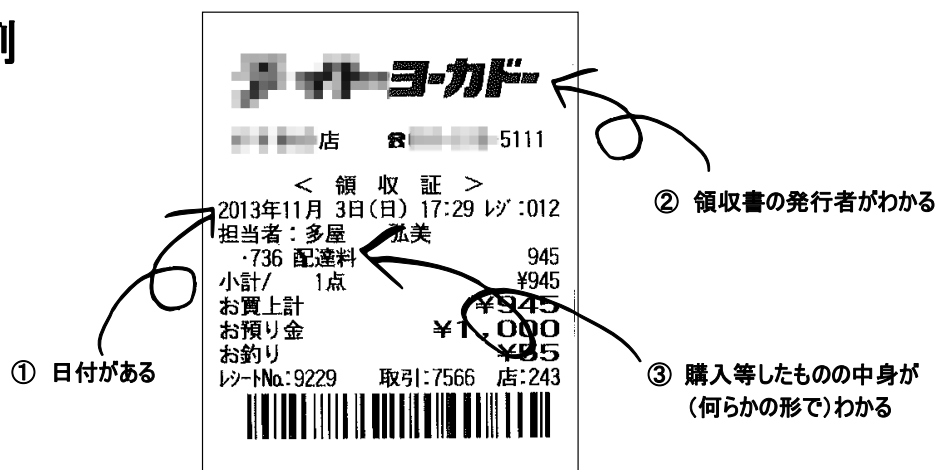
1 領収書として利用いただけるもの

原則、次の内容が記載されている領収書等を、支出の根拠資料としてください。

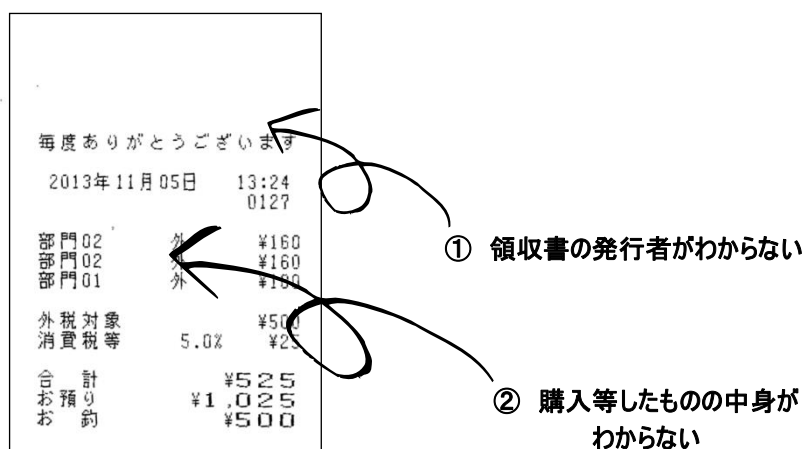
- ① 日付がある。(事業実施対象期間内に支払が完了しているもののみが対象となります。)
- ② 領収書の発行者がわかる。(切り取りされて、発行者が不明のものは対象外です)
- ③ 購入等したものの中身が(何らかの形で)わかる。

①～③が満たされていれば、いわゆるレシートも OK です。

○ 良い例



× 悪い例



2 領収書等の貼付方法

- 原紙をA4用紙またはA3用紙に貼付してください。
(パソコンからのA4用紙に印刷した場合は、
印刷した用紙のままで構いません。)
- 片面に貼付してください。
- 事務局でコピーを取りますので、重ならないように貼付してください。
- ごみ減量のため、裏紙を使っても構いません。

事務局でコピーを取るため、
重ならないように貼付
をお願いします。

A4 用紙

(裏紙も可)

1

2

3

3 領収書だけで明細等がわからない場合

(1) 明細等が記載されていない場合

領収書と一緒に、購入明細（店舗によって、「レシート再発行分」「レシートのコピーに写しのゴム印」など）を下図のように貼付ください。

2013年10月16日(水) 7

領 収 証

様

¥6,405-

上記正に領収しました(消費税等 305円を含みます)

株式会社ドリ 住所: 香川県高松市塩屋町 〇店

TEL: 〇〇〇〇〇〇〇〇

*保管上のお願い
財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者 〇〇〇〇-2083-0227

7 の明細

<再発行>

No.0002

No.006 〇〇〇〇〇〇〇〇

012105内布用染色A*ソライ 45,670

301 x 単189 〇〇〇〇〇〇〇〇

018861内バーサクラフトL114 735

合計 6,405円

(内消費税計 305円)

お預り 10,000円

お釣り 3,595円

(消費税等 〇〇〇〇)

☆☆ドリ 〇〇〇〇〇〇〇〇

登録無料☆携帯にのり得な情報を♪

dre 〇〇〇〇〇〇〇〇 as.jp

株式会社 〇〇〇〇〇〇

高松市塩屋町 〇〇〇〇

31点買 16:08TM

(2) 領収書や明細が極端に長い場合・・・

A 4 用紙の縦からはみ出る領収書や明細，レシートは，横にして貼り付け，はみ出た分を折り込んでください。A 3 用紙（横）に貼付いただいても構いません。

A 3 用紙を使った場合は，A 4 用紙と同じ幅になるよう，折りこんでください。

○ 良い例

The image shows a receipt (領収証) and a detail sheet (購入明細) for a purchase. The receipt is from a store named '8' (No. 135570) and is dated 平成25年10月15日. The amount is 8,100 yen. The detail sheet lists items purchased, including '42インチLEDテレビ' and '35インチLEDテレビ'. A handwritten note '8の明細' points to the detail sheet. A box with the text '横に貼り付けて、はみ出た部分を折りこんでください。' (Attach horizontally, fold in the protruding parts) is shown.

× 悪い例

The image shows a receipt (領収証) and a detail sheet (購入明細) for a purchase. The receipt is from a store named '8' (No. 135570) and is dated 平成25年10月15日. The amount is 8,100 yen. The detail sheet lists items purchased, including '42インチLEDテレビ' and '35インチLEDテレビ'. A handwritten note '縦にはみ出ないよう to してください。' (Please make sure it doesn't protrude vertically) is shown with an arrow pointing to the detail sheet.

(3) 領収書の他に、特に明細などがない場合

明細のかわりに請求書を貼付いただいても構いません。

領収証

No. 135570

金額 7,900 お支払い方法 クレジット

お名前 布田マサキ 伝票No. 9849

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

TEL: 03-XXXX-XXXX FAX: 03-XXXX-XXXX



ご請求書

2012年12月31日締切分 (001/001P) 03024666 00193801

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

F2 1 104616# (00001/00001) 39982640 U AB

TEL: 075-647-XXXX FAX: 075-641-XXXX

お支払い方法 口座振込

金融機関 山陰合同銀行

支店 本店支店

口座番号 1002210

当月ご請求額 8,554円

対象期間 2012/12/01 ~ 2012/12/31

当月お支払い金額 8,554円

当月商品金額 0円

当月値引金額 0円

10

10の明細

(4) 振込で支払った場合

ATMなどから出てくる利用明細を領収書の代わりにしていただいても構いません。

ただし、この場合、請求書などの明細がわかるものを「(3) 領収書の他に、特に明細などがない場合」と同じように貼付してください。

インターネットバンキングなどで支払われた場合は、支払がわかる画面を印刷したものでも構いません。

ATM等の伝票でも構いません。ただし、明細がわかるものを一緒につけてください。

ご利用明細票

取引内容 (Transaction) カード振込 IC

取引銀行・店舗番号 10000000000000000000 カード番号 (Card No.) XXXXXXXXXXXX1234

お取引日 (Date) 2013.10.2.13:00 お取引時間 (Time) 0000

お振込日 (Transfer Date) 2013.10.2. 登録番号 (Reg No.) XXXXXX 手数料 (Handling Charge) ¥315 *

お取引金額 (Transaction Amount) ¥8,554 * お取引残高 (Balance) ¥XXXXXX

お振込明細 (Transfer Information)

科目名: 普通預金 口座: 535353

カ)リデュース様

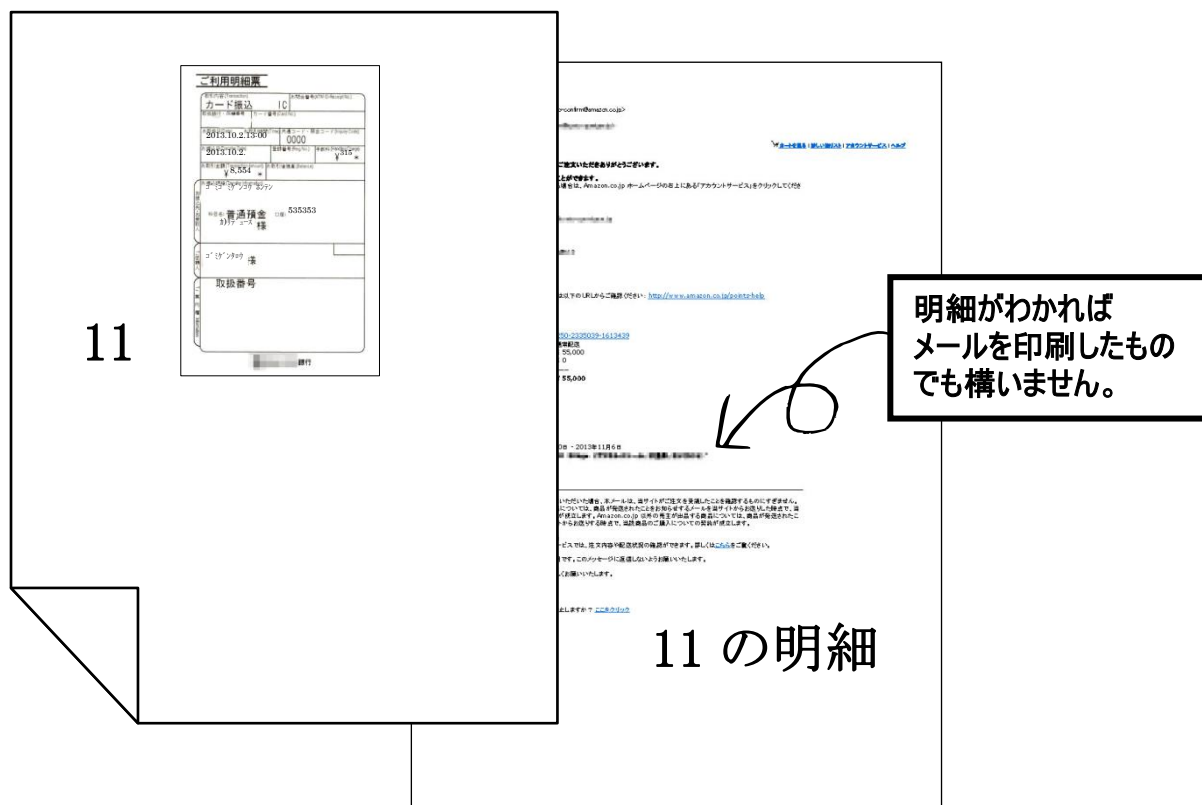
ゴミケンタウ様

取扱番号 XXXXXXXXXX

銀行

(5) インターネットなどで購入し、請求書や見積書がない場合

メールなどで、振込金額の連絡が来ている場合は、領収書の明細代わりの請求書の代わりとして、そのメールを印刷して添付してください。



4 事業収支決算書と領収書等の整理について

- 一番左列の「費目」欄は、各助成枠「助成対象経費 一覧」（「事業実施・精算の手引き参照」）の費目名からあてはまるものを記入してください。
- 1 枚のレシート、領収書に複数の費目のものが含まれる場合は、あてはまる複数の費目を「費目」欄に記入ください。費目ごとに決算書の行を分ける必要はありません。
- 一番右列の「領収書等資料番号」は、添付いただく領収書等との関係を明確にするためのものです。領収書等と対応する番号を記入ください。

**決算書の 1 行が 1 枚の領収書となるように
記載してください。**

次ページの見本を御覧ください。

● 決算書と領収書等の整理見本

(第9号様式)

事業収支決算書

団体の名称	〇〇〇〇ごみ減量市民の会
事業名	〇〇〇〇の取組

○収支決算

No.	費目	内容(品名等)	単価(円)	税込 税抜	消費税(円) ※単価が税 抜の場合の み記載	数量	単位	小計	領収書等 資料番号 (算用数字で記 入)
1	業務委託費	チラシデザイン	30,000	税抜	3,200	2	ページ	66,400	1
2	振込手数料	〃 振込手数料	648	税込		1	式	648	1
3	印刷費	チラシ印刷費(1,000部, カラー両面)	25,000	税込		1	式	25,000	2
4	振込手数料	〃 振込手数料	432	税込		1	式	432	2
5	消耗品費, 会議費	ペン, 茶葉	1,290	税込		1	式	1,290	3
6	文書通信費	講師への資料送付	945	税込		1	式	945	4
7	消耗品費	コピー用紙	15,000	税抜		1	式	15,000	5
8	消耗品費	収納箱	1,000	税抜	80	50	個	54,000	6
9									

順番になるように入力してください。

1 の明細

2 の明細

3

4

5

6

事業収支決算書の後ろに、
領収書等を貼りつけた用紙を
順番に重ねてください。

5 領収書原紙の返却

領収書は、事務局で確認後コピーを取り、原紙は郵送等で返却いたします。

以上